

第 1 回

外国法事務弁護士制度に係る検討会

議事録

第 1 日 時 平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金) 自 午前 1 0 時 0 1 分
至 午前 1 1 時 5 7 分

第 2 場 所 東京高等検察庁第二会議室

第 3 議 題

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 会議の運営について
4. 検討事項及びスケジュールについて
5. 外国法事務弁護士制度の現状等について
6. 意見交換
7. 閉会

第 4 議 事 (次のとおり)

○中島官房付 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまから第1回の外国法事務弁護士制度に係る検討会を開催させていただきます。

本日は御多忙中にもかかわらず、皆様御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、本日進行を務めさせていただきます法務省大臣官房司法法制部の官房付の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、外国法事務弁護士制度につきましては、これまでも国内外の要望などを踏まえつつ、その制度のあり方について検討がなされてきたところでございますが、このたび昨年6月24日に閣議決定されました規制改革実施計画を受けまして、法務省及び日本弁護士連合会の共催によりまして、この検討会を設置することといたしました。本検討会におきましては、職務経験要件の基準などを始めとした外国法事務弁護士制度につきまして、弁護士及び外国法事務弁護士の皆様に加えまして、各界の有識者の方々からも専門的な知識に基づく幅広い御意見を伺えればと考えております。

また、昨年の10月10日に国家戦略特別区域諮問会議によって決定されました国家戦略特区における追加の規制改革事項等におきましても、外国法事務弁護士制度に関する検討事項が盛り込まれております。この点につきましても、本検討会における検討対象とさせていただきます。

なお、本検討会には外国籍の委員の方にも参加していただいておりますけれども、いずれの方も日本語が堪能でいらっしゃいますので、会議は日本語により行うこととさせていただきます。

それでは、まず御出席いただきました委員の方々、それから、その後に事務局を御紹介させていただきます。本日は第1回目でございますので、御挨拶とともに簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

まず、松下淳一委員でございます。松下委員には本検討会の座長をお願いしております。

○松下座長 東京大学の松下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島官房付 引き続きまして、委員の皆様は五十音順に着席していただいておりますので、出井委員から順番に御挨拶と簡単な自己紹介をお願いできればと思います。

○出井委員 弁護士の出井と申します。所属は第二東京弁護士会でございます。前回といいますか、平成20年から21年に設置された外国弁護士制度研究会でしたか、そちらの方では幹事を務めておりました。ただ、時間が経っておりますので、かなり忘れているところもございまして、記憶をリフレッシュして何とか貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○中島官房付 続きまして、大村雅彦委員、よろしくお願いいたします。

○大村委員 中央大学の大村でございます。外弁問題について今まで正式に関わったことはございませんが、皆様と御議論しながら、できるだけ貢献できればと思います。よろしくお願いいたします。

○中島官房付 続いて、岡田春夫委員、よろしくお願いいたします。

○岡田委員 弁護士の岡田春夫です。日弁連で外弁委員会の委員長をさせていただいております。できれば何かいい形の結論が出ればと思っております。よろしくお願いいたします。

- 中島官房付 続いて、加藤裕子委員、お願いいたします。
- 加藤委員 三菱商事の加藤と申します。日本とアメリカのニューヨーク州で弁護士登録をしておりますが、現在、企業内で勤務をしておりますので、今回はユーザーの立場として発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中島官房付 続きまして、亀井正博委員、お願いいたします。
- 亀井委員 富士通の亀井でございます。この問題に関わるのは初めてのことでございまして、何分経緯等につきまして全く不勉強でございます。勉強させていただいて、何とか貢献できるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 中島官房付 続いて、ケン・レブラン委員、お願いいたします。
- レブラン委員 ニューヨーク州資格の外国法事務弁護士のレブランでございます。この委員会に参加させていただくことは大変光栄でございます。よろしくお願いします。
- 中島官房付 続いて、上妻英一郎委員、お願いいたします。
- 上妻委員 弁護士の上妻英一郎と申します。前回の外弁研の当時は日弁連の調査室長という職にございまして、日弁連の会則・会規の制定の準備等をさせていただいておりました。今回も恐らく対応する会則等の検討に携わることになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 中島官房付 続いて、崎村令子委員、お願いいたします。
- 崎村委員 クリフォードチャンスの崎村でございます。私は英国法の弁護士の登録をしておりますが、一応ニューヨーク法も有しておりますけれども、そちらは使っておりません。外弁登録は2006年にしております。主に資本市場の案件についてやっております、日本の会社が海外における資金調達などをするのをお手伝いしております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中島官房付 続いて、陳天華委員、お願いいたします。
- 陳委員 陳天華と申しますが、中国の内モンゴル出身です。白鵬と同じ民族です。金杜法律事務所の駐在員として今、法律事務所の外弁をやっておりますが、今回の研究会のテーマは我々に直接関わることでありまして、ぜひとも外弁として我々の意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
- 中島官房付 続いて、中西康委員、お願いいたします。
- 中西委員 京都大学の中西康と申します。専門は国際私法でして、この外弁のような司法制度の話には疎いのですが、前回の検討会にもなぜか参加しておりましたので、今回は多少なりとも貢献したいと思っております。よろしくお願いします。
- 中島官房付 委員の皆様、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- それから、今回の検討会には関係機関からオブザーバーとしても参加をいただいておりますので、オブザーバーも御紹介させていただきます。
- まず、内閣府地方創生推進室の山形正洋主査でございます。
- 山形主査 山形でございます。よろしくお願いいたします。
- 中島官房付 続いて、外務省経済局サービス貿易室の伊藤友香子事務官です。
- 伊藤事務官 伊藤です。よろしくお願いします。経済局の方では経済条約の締結をやっておりまして、その中で外弁制度について諸外国から聞かれる機会がありまして、特に職務要件

のところでは、ぜひ今回の議論を拝聴したいと思って参加いたしました。よろしくお願いいたします。

○中島官房付 ありがとうございます。続きまして、事務局を御紹介いたします。

まず、日本弁護士連合会から兼川真紀事務次長でございます。

○兼川次長 日弁連の事務次長をしております兼川と申します。この研究会を開催するに当たりましては、法務省とともに事務局を務めさせていただきます。

現在、日弁連には381人の外国特別会員が登録しておられます。この外国特別会員と日弁連の会員とともに支えております法律事務につきましては、その法律事務そのもの、資格については大変重要なものだとは認識しておりますので、この検討会で幅広い角度から御検討いただきまして、十分な議論が尽くされるようにと思っております。そのお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中島官房付 続きまして、日本弁護士連合会の外国弁護士及び国際法律事務委員会の片山達副委員長でございます。

○片山弁護士 片山と申します。岡田委員を副委員長として支えている立場でございますけれども、今回は事務局としてこの検討会のお手伝いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中島官房付 日本弁護士連合会からもうお一方、蔵元左近国際室嘱託に事務局に入っていたいておりますけれども、所用により本日は欠席となっております。

続きまして、法務省側を御紹介いたします。まず、萩本修司法法制部長でございます。

○萩本部長 司法法制部長の萩本でございます。

自己紹介にかえて、所管部局を代表して一言御挨拶を申し上げたいと思います。このたびこの検討会の開催に当たりまして、皆様には委員への御就任をお願いしましたところ、快くお引き受けくださりまして、まことにありがとうございます。また、松下先生には座長をお願いしましたところ、またこれも御快諾いただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

我々は大変大事なテーマだと思って取り組んでおります。皆様の豊富な御経験に基づく貴重な意見をこの後色々承れるものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中島官房付 続きまして、同じく司法法制部の村田昌平審査監督課長でございます。

○村田課長 村田でございます。審査監督課で外国法事務弁護士の承認事務あるいは二年次報告等の審査、こういうことを担当しております。また、省庁間の会議等で外弁制度についての説明を担当しております。本会でまた先生方から貴重な御意見を賜ればと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○中島官房付 同じく司法法制部の遠藤圭一郎部付です。

○遠藤部付 法務省司法法制部で外弁法を担当させていただいております遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島官房付 私、今回の検討会の進行を務めさせていただきます司法法制部の官房付の中島でございます。至らぬ点あるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては松下座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松下座長 改めまして、座長を拝命いたしました松下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。座って失礼いたします。

委員の皆様方の御協力をいただきながら、この検討会をしかるべく進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、座長としてももちろん誠心誠意職務を遂行する所存でございますけれども、万が一私に事故があつて出席できなくなった場合のために座長代理を指名させていただきたいと存じます。

座長代理は大村先生にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。(一同了承)
どうもありがとうございました。それでは、大村先生、よろしくお願いいたします。

○松下座長 続きまして、会議の公開について事務局から御説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは、会議の公開の方法について御説明をいたします。

今回の検討会では、会議そのものは非公開とした上で、検討会の各回の終了後に議事録及び提出資料を法務省のホームページに掲載するという形で公表いたします。議事録につきましては、発言者のお名前を明らかにして、逐語形式の議事録とさせていただきます。

なお、議論の過程で公表することが相当でないような内容の発言あるいは資料が出てくる場合もあり得ますので、その場合は座長の御判断で委員の皆様にご諮問いただきまして、該当部分に限って非公表とさせていただきたいと思っておりますが、座長、よろしいでしょうか。

○松下座長 逐語を原則とし、例外として非公表の部分については皆さんと御相談するという扱いでよろしいと思いますけれども、皆様御異議ないでしょうか。

ありがとうございました。では、そのような扱いにさせていただきます。

それでは、会議の運営については、ただいま事務局から説明があつたとおりとさせていただきまして、それでは、議事を進めさせていただきますが、初めに事務局から本日の机上の配付資料について説明、御確認をお願いいたします。

○中島官房付 本日の会議の資料は、あらかじめ机の上に配付させていただきました議事次第に記載しております資料目録のとおりでございます。資料1から資料8までを配付しておりますので、御確認ください。

○松下座長 よろしいでしょうか。

それでは、本日はまず法務省から本検討会の設置に至るまでの経緯、それから、本検討会の検討事項及びスケジュールについて御説明いただきます。それに引き続いて、法務省から外国法事務弁護士制度の現状等について説明をしていただいて、その後に委員の皆様による意見交換を行うことといたします。

それでは、法務省から本検討会の検討事項とスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは、まず検討事項とスケジュールについて御説明をいたします。

まず、資料1を御覧ください。

資料1は本検討会についての基本的な事項を1枚にまとめたものとなっております。今回の検討会は、冒頭にも御説明しましたとおり、平成26年6月24日に閣議決定されました規制改革実施計画を受けて設置したものでございます。また、併せまして平成26年10月10日に国家戦略特別区域諮問会議において決定されました「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中に盛り込まれました外国法事務弁護士に関する事項について

も本検討会の検討対象としております。

まず、これらの決定におきまして具体的にどのような事項が論点とされたのかということについて御説明をさせていただきます。

資料1を1枚おめくりいただきまして、別紙1を御覧ください。

黄色に色づけしているところでございますけれども、規制改革実施計画の中では、承認についての職務経験要件の基準等について検討会を設置するということとなっております。

また、もう一枚おめくりいただきまして、資料1の別紙2を御覧ください。

国家戦略特区における決定の中では、これも黄色で色づけしておりますけれども、外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について検討を行うこととされております。この内容ですと若干抽象的でございますが、具体的にはその下の方に記載しておりますとおり、国家戦略特区諮問会議に有識者議員が提出した資料の中で外国法事務弁護士の登録に必要な実務経験に係る特例、それから、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる法人制度の導入などの方策を検討すべきであるという御指摘を受けているところでございます。

なお、これらの決定がなされるまでの過程におきましては、いずれの会議においてもヒアリングが実施された経緯がございます。まず、規制改革実施計画につきましては、規制改革会議のもとに置かれた貿易・投資等ワーキンググループにおきまして法務省に対するヒアリングが行われております。また、国家戦略特区諮問会議におきましても、決定がなされるまでに国家戦略特区ワーキンググループにおきまして法務省に対するヒアリングが行われるとともに、国家戦略特区における提案募集に応じて要望を出しました在日米国商工会議所と外国法事務弁護士協会に対してもヒアリングが行われております。詳細につきましては、資料7、資料8におきまして、それらの議事録の抜粋を御用意しておりますけれども、その概要をここで御紹介いたします。

まず資料7、こちらが職務経験要件についての議事録の抜粋となっておりますけれども、緩和を推進する立場からは、日本の弁護士に要求されていない実務経験を外弁にだけ求めることは合理的ではない、あるいは実務経験を求めるとしても、実務経験を積む場所で質の高いOJTが確保されていることが大事なのであって、日本国内での労務提供期間については実務経験として1年と言わず3年すべて算入できるようにすべきであるといったような主張がされております。

一方で職務経験要件の緩和に慎重な立場からは、外国における弁護士制度は千差万別であり、我が国の外弁制度は国内での試験を経ることなく原資格法に関する法律事務の取扱いを認めるものであって、依頼者保護の観点から申請者が十分な能力、資質を有し、倫理的にも問題がなかったことを確認するために実務経験を求める必要がある、あるいは日本国内における労務提供はあくまで雇用された弁護士等に対して行う補助的な業務にすぎず、弁護士資格に基づく職務と同等に評価することは相当でないといったような反論が行われております。

また、資料8は、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設についての議論の抜粋となっております。このような法人制度の創設を求める立場からは、外国法事務弁護士の国内での活動を推進する観点から、外国法共同事業が法人化できるようにすべきである、支店の設置も可能となるなどメリットが大きいといった要望がされているところでございます。

これに対しましては、昨年の4月に外国法事務弁護士制度を一部改正する法律が成立しまして、外国法事務弁護士のみが社員となる法人、通称A法人と呼んでおりますけれども、この設立が可能とされたところでありまして、まずは改正法の施行後の運用状況を踏まえる必要があるといったようなことが指摘されております。

以上がヒアリングにおけるやりとりの概要でございます。

今回の検討会では、このような規制改革会議、それから、国家戦略特区の諮問会議における議論を踏まえまして、職務経験要件と、弁護士と外国法事務弁護士の両方が社員となる法人制度、この2点を中心に検討をしていくことといたしております。

続きまして、検討会のスケジュールについて御説明いたします。

この検討会は、おおむね月に1回程度のペースで会議を開催いたしまして、年内をめどに一定の取りまとめを行うということを考えております。年内までの期間のうち前半で主に職務経験要件、それから、後半で弁護士と外国法事務弁護士が社員となる法人制度についての議論を行っていくことを予定しております。

以上でございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き法務省から外国法事務弁護士制度の現状について御説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは、現在の外国法事務弁護士制度の現状、それから、今回の検討会での検討事項となります職務経験要件、それから、弁護士と外国法事務弁護士がともに社員となる法人制度につきまして御説明をいたします。

まず初めに、外国法事務弁護士制度の現状について御説明を申し上げます。お手元の資料2でございますが、外国法事務弁護士制度の概要というタイトルの色刷りの資料に基づいて御説明いたします。

外国法事務弁護士制度は昭和61年に成立し、昭和62年に施行されました外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法という法律によって規定をされております。簡単に言いますと、外国の弁護士となる資格を有する者がその資格を根拠としまして、日本において新たに資格試験などを課されることなく、日本で外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができるとする制度でございます。

日本の弁護士法では、日本の弁護士でない者が業として有償で他人の法律事務を取り扱うことを禁じておりますが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法は、その例外を定めたものとなります。なお、以下この法律のことを簡単に外弁法と省略して呼ばせていただきます。

外国法事務弁護士として法律事務を取り扱うためには、外国の弁護士となる資格を有する者が法務大臣による承認を受けまして、さらに日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士の名簿に登録を受けることが必要となっております。法務大臣の承認を受けるためには、一定の欠格事由に該当しないことや財産的な基盤などのほかに、外国において弁護士となる資格に基づいて、原則として3年以上の実務経験を有するということが必要とされております。法務大臣の承認を受けた後、その外国弁護士は入会しようとする弁護士会を經由して日本弁護士連合会に備えられた外国法事務弁護士名簿に登録されることによりまして、外国法事務弁護士として日本国内で活動することができるようになります。

用語の使い分けが若干分かりにくい部分があるかと思いますが、外弁法上、単に外国で弁護士資格を得た者のことは外国弁護士と呼んでおりまして、外国弁護士が法務大臣の承認と日弁連の名簿への登録を経た場合には外国法事務弁護士というふうと呼んでおります。

続きまして、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる業務の内容について御説明いたします。

まず、外国法事務弁護士はその者が弁護士としての資格を取得した国の法律、つまり原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができるとされております。また、外国法事務弁護士が原資格国以外の国において弁護士となる資格を有している場合には、その国の法律について特定外国法として法務大臣の指定を受けた上、特定外国法について指定法として日弁連の名簿に付記されることで、指定法に関する法律事務を取り扱うことができます。

例えばこの資料2の右側に記載しておりますように、ニューヨーク州法を原資格国法としている外国法事務弁護士がイギリスの弁護士となる資格も有している場合には、イギリスの法律について法務大臣から特定外国法の指定を受け、日弁連の名簿にその旨の指定の付記がされた場合には、その外国法事務弁護士は原資格国法でありますニューヨーク州法に加えまして、指定法であるイギリス法に関する法律事務も取り扱うことができますようになります。

さらに、外国法事務弁護士は原資格国法でも指定法でもない第三国の法律につきましても、その当該第三国の弁護士などからの書面による助言を受けた場合に限り取り扱うことができますとされております。

一方で、外国法事務弁護士は日本法に関する事務を取り扱うことはできません。また、原資格国法や指定法などに関する事務であっても、我が国の裁判所や行政庁における手続の代理あるいはこれらの手続に関して裁判所等に提出する文書の作成の代理を行うことはできませんし、刑事弁護や少年事件の付添なども行うことができません。

また、原資格国法や指定法に関する法律事務で、裁判所や行政庁における手続の代理や文書の作成の代理に当たらないものであっても、国内に所在する不動産に関する権利や工業所有権の得喪または変更に関する法律事務、あるいは日本国民を当事者とする親族関係に関するもの、国内に居住する者が所有していた財産のうち、国内に所在するものに関する遺産分割等に関する法律事件で日本国民が当事者として含まれるものに関する手続の代理や文書の作成の代理、こういった事務を行う場合は日本の弁護士と共同で、あるいは日本の弁護士からの書面による助言を得る必要があります。これらの法律事務のほか、外国法事務弁護士は国際仲裁事件の手続につきまして、その手続の準拠法が原資格国法や指定法であるか否かにかかわらず、手続の代理を行うことができるとされております。

このほかに外国法事務弁護士につきましては、弁護士の使命や職責の根本基準、資格の欠格事由、秘密保持義務を始めとする職業上の義務や禁止行為などにつきまして、弁護士法の規定が準用されております。

外弁法は冒頭に申しましたとおり、昭和62年に施行されておりますけれども、その後5度の改正がなされております。資料6にこれまでの改正の経緯を記載しておりますが、これまでに相互主義、職務経験要件、共同事業、法人の設立などにつきまして外国弁護士の日本における活動に対する規制を徐々に緩和する方向での制度改正がなされております。

それから、現在の外国法事務弁護士の登録状況についてでございますが、こちらは資料3に記載をしております。こちらは日弁連の資料に基づく登録人数でございます、平成26

年4月1日現在で386名の方が外国法事務弁護士として登録されております。また、原資格国別で見ますと、アメリカのニューヨーク州、イギリス、アメリカのカリフォルニア州、中国などが多くなっております。

それから、弁護士会別の登録人数を見ますと、東京三会で約9割を占めておりますけれども、一方で少数ながら地方の弁護士会に登録をされているという方もいらっしゃいます。

続きまして、今回の検討会における検討事項の一つであります職務経験要件について御説明を申し上げます。

まず、お手元の資料4を御覧ください。

先ほども簡単に御説明しましたが、外国法事務弁護士となる資格を得るための法務大臣の承認を受けるには、外国において弁護士となる資格を取得した後、その国あるいはそれ以外の外国において3年以上弁護士としての職務に従事した経験を有することが必要であるというふうにされております。

我が国の外国法事務弁護士制度は、外国の弁護士資格を有する者に対しまして、日本国内での試験や研修などを新たに課すことなく、外国の弁護士資格に基づいて承認を与える制度となっております。そのため、依頼者保護の観点からその外国弁護士が依頼者に対して良質な法的サービスを提供できるだけの資質や能力を備えており、かつ倫理的にも外国の弁護士として欠けるところがないということを何らかの形で担保することが必要となります。そこで、我が国の外弁法におきましては、外国における弁護士としての一定の実務経験によりまして、このような資質などを担保することとしております。

弁護士としての資質などを担保するためのものでございますので、ここで言う職務経験とは、原則として外国の弁護士としての資格に基づいて法律事務を提供した期間に限られております。したがって、例えば、外弁制度を持たない国の法律事務所でパラリーガルなどとして勤務していたような場合は、ここで言う職務経験として算入することはできないということになります。

職務経験要件については今述べたような原則がございますが、一定の例外も設けられております。外国弁護士が日本国内におきまして弁護士あるいは外国法事務弁護士に対しまして、自分が資格を取得した国の法律に関する知識に基づいて労務を提供した場合は、1年間を上限としまして、その期間を外国法事務弁護士となる資格を得るのに必要とされる職務経験に算入することができるようになっております。例えば弁護士に雇用されて自分の資格取得国の法律に関するレポートなどを作成する業務に従事しているような場合がこれに当たります。このような労務の提供といいますのは、自分の権限と責任において依頼者の法律事件を処理するというものではなく、弁護士としての職務経験と同視することはできませんが、我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士の監督のもとで、法的知見を活用した業務に従事をしているという意味で、弁護士としての能力の涵養に一定程度資するものであるということです。

また、日本国内でこのような業務に従事することを通じまして、日本の実情をよりよく理解することは、その後に外国法事務弁護士として法律事務を行う際の依頼者にとっても有益であるというふうに言えます。つまり弁護士としての職務経験が3年に満たない場合であっても、日本国内での法律知識に基づく労務提供の経験と合わせれば、全体としては国内で法律事務を行うことを認めるに足りるだけの能力や資質が担保されていると評価することは

可能であると考えられております。このようなことから、外弁法では、外国弁護士としての一定の職務経験があることを前提として、日本国内での労務提供期間も限定された範囲で職務経験に算入することを認めております。

なお、職務経験要件につきましては、平成10年の外弁法改正によって既に緩和をされております。改正前は5年間の職務経験が必要とされておりまして、日本における労務提供の期間は2年を上限として算入が可能となっております。

続きまして、弁護士と外国法事務弁護士とがともに社員となることのできる法人制度について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、便宜上B法人制度というふうと呼称させていただきます。

お手元の資料5を御覧ください。

現行法上、外国法事務弁護士は自ら単独で、あるいはほかの外国法事務弁護士と共同で事務所を設けること、日本の弁護士や外国法事務弁護士を雇用すること、更に日本の弁護士や弁護士法人と組合契約等を締結して共同事業を行うことができるようになっております。しかし、外国法事務弁護士が日本の弁護士のように法人形態で法律事務を取り扱うということは、現行法ではまだ認められておりません。このような制度に対しましては、我が国における法律事務の需要が複雑多様化、専門化、国際化する中において、外国法に関する法律事務の担い手である外国法事務弁護士が需要に的確に対応して活動できるよう、弁護士と同様に法人組織で活動できる制度を整備する必要があるという指摘が内外からなされておりました。

このような指摘を受けまして、平成20年から21年にかけて、法務省と日本弁護士連合会は外国弁護士制度研究会を開催いたしまして、外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設について検討を行いました。そして、平成21年12月24日に外国法事務弁護士が社員となる法人設立のあり方に関して報告を取りまとめております。

この報告の概要が資料5の別紙1に記載されているとおりでございまして、外国法事務弁護士が社員となる法人の形として2つ提言されております。1つが外国法事務弁護士のみが社員となりまして、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人、これを通称A法人というふうに呼んでおります。それから、もう一つが弁護士と外国法事務弁護士の両方が社員となりまして、法律サービス全般の提供を目的とする法人、これを通称B法人と呼んでおりますが、この2つの制度の創設が提言されております。

この提言を受けまして、法務省では外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設に向けた検討を進めてまいりました。検討の過程で、B法人制度につきましては、現行制度上認められております外国法共同事業などと比べまして、1つの法人に弁護士と外国法事務弁護士が社員として共存することなどから、その社員である外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の行為を行うことが容易になるのではないかというような懸念が指摘されておりまして、それを払拭するには至りませんでした。

一方で、外国法事務弁護士のみが社員となる法人制度につきましては、外国法事務弁護士法人あるいはその社員による不当な関与を防止するための規定を設けることなどによりまして、こういった弊害を防止することは可能であるというふうと考えられておりました。そのため法務省としましては、外国法事務弁護士が社員となる法人の創設に関する内外からの強い要望に対しまして、まずは外国法事務弁護士のみが社員となる法人制度を創設すること

で応えるのが相当であると判断しまして、昨年、第186回通常国会にいわゆるA法人制度、外国法事務弁護士のみが社員となりまして、外国法に関する法律事務のみを取り扱うことを目的とする法人制度の創設を内容とする外弁法の一部改正案を提出いたしました。この改正法案は同国会において成立をいたしております。

改正法案は、公布の日であります平成26年4月25日から2年以内の政令で定める日から施行することとされておりまして、現在、法務省、日本弁護士連合会、そして各地の弁護士会におきましてこの法律の施行に向けまして所要の規定などの整備を進めております。

以上、外弁制度の現状と今回の検討会で御検討いただきます職務経験要件、それから、B法人制度の概要について御説明をさせていただきました。

○松下座長 どうもありがとうございました。

お手元の議事次第では、これで5まで進んだことになるわけですが、ただいま法務省から御説明ありましたが、本検討会では職務経験要件といわゆるB法人制度の2点が中心的な論点となろうかと存じます。本日は第1回目の会合でございますので、この2点を中心に、その2点に限られませんが、委員の皆様から外弁制度に対する御意見を自由に御発言いただきたいと思います。御意見あるいは先ほどの法務省の御説明に対する御質問等がございましたら、自由に御発言をお願いいたします。どなたからでも、どの点からでもどうぞ。

○出井委員 出井でございます。

中身の問題というよりも、この検討会の出口といいますか、どういうイメージなのかということをお聞きしておきたいと思っております。前回の研究会のときには最終的に報告書、途中で中間をまとめたのでしたか。それで報告書を取りまとめましたが、今回の検討会についてもそういう報告書的なものを取りまとめる予定なのでしょうか。

○中島官房付 それでは、事務局から御説明をいたします。

今回の検討会におきましても、委員の皆様から御議論いただきまして、その議論の結果を何らかの形で取りまとめたいというふうには考えております。ただ、今回の議題につきましては、必ずしも皆様の御意見が一致するとは限りませんので、何か一つの、単一の結論を出すということになるのか、あるいは様々な意見を併記するという形になるのか、その点につきましては、今後の議論の推移を見た上で判断したいと考えております。

○出井委員 分かりました。

○松下座長 今の点よろしいですか。今の点でもほかの点でもどうぞ。

○岡田委員 岡田ですけれども、2つ論点が今提案されていまして、1つ目の職務経験の要件について、その中でも2つ、3年間の職務経験を必要とするのかということと、それから、今度は日本での1年に関する経験、労務提供を例外的に認めているわけですが、それをどうするのかというこの2つの論点があるというふうに理解をしています。もちろん多分今日御参加いただいている皆さんは、事前に配付された資料をお読みになられたり、もう既にお仕事の関係とかで十分承知の方が多いと思いますが、あえて私どもの経験から念のために確認させていただきたい。

要するに、まず現状がどういう趣旨でこのようになっているのかということを理解した上で、次にどうすべきかを考えることが大切なので、まず現状の把握、その背後になぜそういうことになっているのかということを確認に理解しないと、今後どうすべきかという議論が

非常に曖昧になってしまうので、あえて申し上げます。後者の問題に関して、3年の経験に関して第三国での経験も、第三国で原資格国の資格に基づいて法律業務を経験しておられる場合には、3年すべて職務経験として認められます。

ところが、一見というか事実なのですが、日本での経験は1年しか認められないので、年数だけ見ますと、日本の方が短くなっているじゃないかという御質問をよくお受けします。もちろん先ほど法務省の方から非常に御丁寧な御説明もありましたし、資料にも色々書いてあるのですが、要するに日本の場合は弁護士法72条があって、まさしく外国の弁護士も日本ではいわゆる法律業務をできない。外国の弁護士で外国法事務弁護士でない方ができることは、日本の弁護士や日本の外国法事務弁護士、いわゆる資格を持って法律業務をやられる方をサポートするということだけです。それがいわゆる労務提供という言葉なのですね。

だから、労務提供と法律業務は二分法なのですが、日本での労務提供というのは、いわゆるパラリーガルの方が資格を持った方をサポートする、補助するという位置づけの業務になっているわけです。そういうこともあって、日本の弁護士法72条があるがために外国の弁護士が行う労務提供、いわゆる補助業務というのは本来なら算入されないわけですが、そこを先ほどから御説明のあったことを考慮して1年に限って例外として認めていると。もちろんこれはもう皆さん十分御存じだろうと思いますが、現状、日本は1年で、第三国は3年を職務経験として認められる理由がここにあります。正確に申し上げますと、第三国の経験がすべて認められるというわけではなく、原資格国の資格に基づいて業務を行った場合にはということなので、例えば日本の外弁制度のような制度を持っておられる第三国がありますと、その国でまさしく原資格国の資格に基づいて、日本のような外弁資格を取られてお仕事をされている場合は、カウントされますし、国によっては、いわゆる外弁資格のような資格はなくて外国の弁護士が法律業務をやれなくはないという国もございますので、そういう国に関しては、そういう原資格国の資格に基づいてお仕事をされていると評価できるということで、今申し上げたような第三国の場合においての業務をカウントしているという大前提がございます。

一応この現状の制度の建てつけについて御説明をさせていただきました。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○亀井委員 私のような初めてかかわるものにとっては、今の岡田先生の御説明は非常にありがたいことでして、前提となるところをやっぱりきちんと理解しないとなかなか意見も吐けないかなという気がしております。

そういう点で、これは年度というか、今年の後半の議論ということですが、B法人を認めるかどうかという点の懸念が払拭できないとされている具体的な懸念というのが何であるとか、ではそれを払拭するには何が考えられるかという議論になると思いますので、そういうことであれば、今後その懸念、具体的な懸念が一体何かということも少し教えていただけるとありがたいと思います。

○松下座長 B法人に関する懸念というのは、前回の研究会でもあるいはその後のやりとりでも議論があったところだと思いますけれども、事務局から少し御説明いただけますか。

○中島官房付 こういった懸念に関する例として指摘されていたものを1つ御紹介しますと、当時日本弁理士会の方から1点御指摘がございました。弁理士会の御指摘といいますのは、このB法人を設立した場合に法人として例えば特許の出願等の事務を受任することはでき

る。しかし、それを実際に行うのは社員である日本の弁護士あるいは従業員である日本の弁護士しか本来行うことはできないのであるけれども、法人として受任したことによって、その法人の社員となっている外国法事務弁護士が、規制を潜脱するような形で、事実上、こういった特許の出願事務等を行うおそれがあるということが日本弁理士会の方から指摘をされておりました。

今後この検討会の中でもB法人制度についての御議論をいただく際には、そういった関係機関等からのヒアリングなどを行うことも考えております。

○亀井委員 ありがとうございます。

○松下座長 よろしいですか。現状では、先ほど御説明があったとおり外国法共同事業までは認められているわけですが、それは法人とすることについての懸念ということだと思います。

今の点でもほかの点でもいかがでしょうか。

○出井委員 出井です。

ただいまの点は恐らく後半の議論になるかと思いますが、座長御指摘のとおり、現在でも外国法共同事業は認められている、それが法人という組織形態をとることによって、先ほど御懸念のようないわば脱法というのか、本当はやってはいけないことが事実上やられてしまう、そういうことがどれくらいそのような事態になる懸念があるのかと、そのあたりのことだと思います。これは前回の研究会でも議論されたことではありますが、改めていろんな方の御意見あるいは実際に懸念を持たれている方の御意見もお聞きして、また後半で検討していく問題ではないかと思います。

それと、職務経験の点でございますが、先ほど岡田委員からなぜ現行制度がこうなっているのかということを引きとらざるべきである、それはそのとおりだと思います。もう一点、これは諸外国でも日本と同じようにその国にとっての外国の資格に基づいて法律事務を提供する制度というものはあるわけですね。その諸外国でどのようになっているのか、このあたりのことも踏まえて制度の検討はすべきであると思います。

誤解のないように申し上げますけれども、狭い意味での相互主義ですね。外国がここまで開いていないから日本も開かないのだ、そういう立場は恐らくとれないと思いますけれども、それはとれないとしても、やはり日本だけで制度をつくっていくということではなく、諸外国の同じような制度にも目を向けて、諸外国でどうなっているのかということも踏まえて、検討していかなければならないと思っています。その点で、諸外国がどうなっているのかということの資料といいますか、実情はこの検討会のどこかの段階で、皆さんに共有していただければと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。外国に関する状況については、この検討会でもなるべく早い段階で取り上げて、情報共有していく必要があるかと存じます。

○中島官房付 出井委員から御指摘がありました諸外国の状況についてという点でございますけれども、今回、委員の中に外弁の先生が3人いらっしゃいますので、次回、先生方から、それぞれの原資格国についての状況を御説明いただきたいと思いますと考えております。

また日弁連からも、それ以外の国の状況につきまして、今後御紹介していただければというふうに考えております。

○中西委員 中西です。

今の点に関連して、常識に属するかとは思いますが、諸外国の状況を紹介するときには、法的な構成とか制度が、日本の外国法事務弁護士制度のようなものだけに限らずに、機能的比較法というのが言われますけれども、外国の弁護士が内国で法的サービスを提供することに機能的に相当するようなものが、諸外国でどうなっているのかということを踏まえて、紹介していただきたいと思います。

要するに、司法試験といいますか、弁護士資格を取ること自体が簡単なところではこんな制度はいらないわけですから、そんなところではこういう制度がありませんけれども、と言われても、意味がないということです。当然常識なので、分かっているとは思いますが、

○**松下座長** ありがとうございます。引き続き今まで出てきた点についても、それ以外の点でも。

○**崎村委員** 職務経験については、最初の方でお話がされることだというふうに認識しておりますけれども、それに関して先ほどの3年のうちの1年が日本ということは、クリアにさせていただいてありがとうございます。

ただし、その3年の職務経験について、私も外国法事務弁護士から考えますと、もともと依頼者保護の観点からということになっている中で、例えば3年間、日本国外で職務経験を積んだとして、その職務経験の質について何らテストがされていない中で、3年間を使えば、それで依頼者保護が担保されるという考え方自体が、それで合っているのかということを含め、考えさせていただきたいと思います。

○**松下座長** 非常に重要なことだろうと思いますが、今の点についても、ほかの点についてもいかがでしょうか。

○**大村委員** 大村です。

私も資料を拝見した限りでは、例えば規制改革会議でのヒアリングなどを拝見した限りでは、議論が完全に平行線のようになっているような印象を受けました。法的な要件としては、これは規範的なレベルで、あるいは建前的なレベルと言うと言い過ぎかもしれませんが、お考えになられていて、改革開放を求めておられる側は、もっと実質レベルで考えてくれという御意見が強く出ているように感じられて、そういう、論点の整理というのでしょうか、これは事務局の方からでしょうけれども、色々な論点についてあらかじめ視点の違いを含む論点整理をできるだけやっていただければ、話がしやすくなるかなという気がしております。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**岡田委員** 委員の岡田ですが、今、本当にフリーディスカッションということで、視点ということでお話があったので、そういう視点で一つお話をさせていただきたいと思うのは、先に職務経験の話で申し上げると、このあたりの議論もよく、例えば英米系のいわゆる大事務所、東京の大手事務所のプラクティスを見て、議論がなされることがよくあります。もちろんそれは非常に大切なことだと私は思っています。

ただもう一つ持っておかなければいけない視点、それを最終的にどう調整するのかしないのかというのが、多分、一つ大きなポイントなのかもしれませんが、外弁制度というのは別に英米系の弁護士だけの制度ではなくて、全世界のあらゆる日本の弁護士相当職の方にオープンである制度で、WTOでは全く区別をしておりません。

そういう中でどう考えるべきなのかというのも、一つ気にならないことはないと思っています。

ます。国によっては、本当に大学の法学部を出れば資格を取れるというところもあり、日本のようにロースクールを出て、さらに司法研修所での研修という、実質かなりのリーガル・プラクティス、いわゆる実務に近いことをやらず、すぐ弁護士になれる国もあります。

そういう面で、この制度を議論するというときに、今後日本がどうなっていくのか。アジアの中でどういう位置づけになっていくのか。どういう方がこれからどんどん日本で外国法事務弁護士として活動されるのかという点も踏まえた上で、やはり将来にも誇れる制度にしていくというのも、何か一つ大切ななと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 レブランですけれども、岡田先生のおっしゃったことは大変感心しましたけれども、外国法事務弁護士と思えば、私たちは多分、大手事務所とすぐ思っていますけれども、日弁連とか、外国法事務弁護士はどういう法律事務所に属しているかについてのデータはありますか。例えば単独の一人の外弁がやっているところは、それは大変例外的なことだと思いますけれども、もっと数とか分かって、いただければ大変助かると思います。

○松下座長 資料3から何となく透けて見えるところがありますが、もう少し詳しいことについてもし分かれば。

資料3の弁護士会別の人数でいうと、東京三会なんかは、多分大きい事務所にいらっしゃる方が多いのではないかと思います、下の方にあるのは多分、大きい事務所ではないような気がします。

○中島官房付 弁護士会別の統計を見ますと、例えば岩手、茨城、静岡、沖縄など、登録人数1名となっておりますので、恐らく1人で弁護士事務所を開いている方もいらっしゃるのではないかと思います。

○片山弁護士 事務局の片山でございます。

今の御質問に対するお答え、日弁連としてきちっとしたデータがあるかどうかは、内部へ持ち帰らないと分からないのですけれども、今、法務省から御説明いただきましたように、地方の弁護士会には一人でやっていた方が相当いらっしゃるというのと、あとそれから資料3で、原資格国別内訳というのを御覧いただきますと、人数が少ないところ、例えばインド以下、フィリピンとかニュージーランド、人数が少ないところの方は個人でやっていた方もおられるというふうに認識しております。

○中島官房付 今のレブラン委員からの御質問に関してなのですが、日弁連の方で、例えば東京の弁護士会などに登録されている外弁について、大手の事務所に所属している人がどのくらい、あるいは一人で開業している人がどのくらいといった資料を、今後提出いただくことは可能でしょうか。

○兼川次長 検討してみます。

○松下座長 弁護士会別の登録人数も、お一人のところも、本当にお一人で事務所をやっているのか、あるいは共同でやっているのか、論理的には多分両方あり得るのだと思いますけれども。では、日本弁護士連合会の方で可能な範囲でデータの提供をよろしく願いいたします。

どうぞ。

○中西委員 よろしいですか。すみません。

今の点と多少関連するかと思いますが、今の話の裏返しとして、現状といいますか、実情

の把握として、制度の趣旨として依頼者保護とか先ほども出てきたのであるということですけれども、どういう層が依頼者として想定されているのかということの実情を把握した上で、それで保護するべきであれば、考えるべきでありまして、私の解釈としては、それほど熱心に保護しないといけないような依頼者は、この制度については余りないような気がするのですけれども。名指しして恐縮ですが、三菱商事とかは、自分で適切な外弁を選べると思っているのですが。

○出井委員 三菱商事も保護には値するのですけど。

○陳委員 今日初めての会合でありまして、私の感想を御紹介したいと思います。

まず、日本の現象の一つとしてはガラパゴス化と言われていますが、弁護士業界のことも余りにもガラパゴス化にならないようにしないといけないかなと思います。

先ほど皆さんが諸外国でどうなっているかという話がありましたが、これを御参考になればと思います。

2点目は、先ほどの資料の中にも言及したことで、WTOに加盟しましたので、互惠関係ではないとだめだ、やってあげないなどと、そこまでの必要はないと思います。日本は先進国の一つでありますから、率先的にやっていただければと思います。

3点目が、理論的に検討するにとどまることはよくない。実務経験に基づいて弁護士として発言したいなと思います。

4点目が、さっきの話で申請条件を緩和するかどうか。研修の期間とか、私から見れば仮に緩和されたとしても簡単に登録はしません。なぜなら、今、日弁連の方もいらっしゃいますが、高い会費を払っているのにただで入るわけではありません。登録するのが、これもハードルでありますので、そこは大きな心配がないのではないかなと思います。

最後ですが、この研修の制限、誰を制限しているのですか。外国での3年の執務期間という条件があります。我々の年齢になりますと、外国も長いし日本も長い。特に問題ないと思いますが。結局、若い弁護士が制限されていると思います。若い人たちができる限り外弁と登録して、そこで育てていこうと、余りそこはハードルがないように、いいのではないかなと素朴な感想を、まず今回、述べさせていただきます。ありがとうございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○岡田委員 委員の岡田ですが、先ほどあったクライアントというのか、すなわち、誰を守ろうとしているのかという点は、当然そこが大きなポイントだと思います。まさしく今日、ここにおられる大企業の委員の方は、もちろん自分で当然それぐらいは判断できるというお考えを持っておられるのではないかなと思いますし、それだけの能力があると、もちろん私は思います。

ただやはりさっきから申し上げている、制度という議論をしたときに、これから長い間、この制度にお付き合いすることになるのですが、今、むしろ日本はどういう方向に行かなければいけないかという、中小企業を育成し中小企業が海外に行く、ないしは中小企業が海外との取引に否応なしに入っていく。そこで色々トラブルが発生している。やはりこの中小企業の視点というのも、我々は持たないといけないのではないかな。日本を支えている本当の屋台骨は中小企業にもあるのではないかなというふうに、私は見えています。

それともう一つは、これが色々な現象にどれだけ影響するかというのは、何とも皆さんの御評価なのですが、例えば個人でやっている外弁の事務所なんかには個人事件的なもの、フ

ファミリーローとかビザとか、それから労働関係、こういう紛争が結構持ち込まれているようです。そういう中で依頼者は誰かというところ、ほとんど個人です。又は中小企業なのだろうと思います。

現実に懲戒なんかを見ても、そういうのがやはりなくはない、ということで、依頼者というときにどこを見るかというところでも、今、言った3つぐらいのイメージがある。大企業、それから中小企業、それから個人、決してそれはいわゆる理論的なものではなくて、本当に実際のクライアント、ないしはこれから絶対にそこをターゲットにしていかなければいけないクライアント、日本の制度として見なければいけないクライアントではないかなというふうに思います。

ただいずれにせよ、本件はそういうことを全部考えてどうするのかという、ややこしい問題になると思いますので、決して私は何か一つの結論を申し上げようとしているわけではなくて、先ほどクライアントって何だろうというお話だったので、私どもの経験から言うと、今、申し上げたところが実際のクライアントだというふうには見えています。

○加藤委員 加藤でございます。

先ほど保護に値しないクライアントと御紹介いただきました。

○岡田委員 保護する必要があると言ったままで、すみません。

○加藤委員 いいえ、すみません。冗談です。

私自身も正直言って、大企業がそれほどの保護に値するクライアントかと言われると、それはそこまででもないのかなという感覚を持っている一方で、今、岡田様の方からお話がありました個人の顧客の層の仕事としてどういった仕事があって、それがどの位利用されているのかという点は、一つのデータとして議論に必要ではないかなと思っています。

先ほどの岡田様のお話と重なってしまいますけれども、特に大きなグローバルの法律事務所所属ではない外国法事務弁護士の方が、どういったお仕事をされていて、どういった顧客層をメインにお仕事されているのかということについて、もし何かデータがあれば教えていただきたいなと思います。

あと、3年間の職務経験要件の話にしても、B法人の話にしても、いずれも最終的には依頼者保護を究極的な目的にしているということだと思いますので、実際に、依頼者との間でトラブルになっている事例があれば、それは参考データとして教えていただけるとありがたいと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

中小企業や個人がクライアントの業務というのがどのくらいあるのか、総体として示すのはなかなか難しいかもしれませんが、エピソード的なものがもしあるのであれば。

○片山弁護士 事務局の片山でございます。

今、おっしゃっていただいたようなデータというのが、内部ではございませんというのと、非常に極端な事例でいうと、懲戒というのは非常に限られた数だけあるのですが、これはもう極端な事例でございますので、余り参考にはならないと思います。それでいずれにしても、できる範囲で検討はさせていただきたいと思います。

○松下座長 実情について、現状を把握するというのは非常に重要なことだと思いますので、可能かつ適切な範囲で情報提供、よろしくお願いいたします。

では亀井委員。

○亀井委員 亀井でございます。

岡田委員のおっしゃること、非常にごもつともだと思います。私どもも守られているとは思っておりますけれども、全国津々浦々のこと、日本国ということを考えると、やはり色々考えないといけないファクターってあると、そのとおりだと思っております。

その点で今、問題になっている……問題と言うと語弊がありますが、二つの要件のうち、例えば3年間の職務経験というものの、その職務経験の実質的なところは、これは法務省で御覧になって検討された結果としてイエス、ノーということを決められると思うのですが、そのあたりが、信用しないわけではないのですけれども、どういう観点で御覧になっているのかという点と、それから1年の日本での労務提供期間の算入というときに、その例外を現に使われている方というのが、どのぐらいのレベルでおられるのかというあたりも、これは公開できる話ではないのかもしれませんが、みんなこれを使われているのか、どうなのかと。

実際に先ほど若手の弁護士、外弁の方が制限されるという話なのですが、どういう人材層がその対象になっているのかということも、もし可能であれば判断に当たって教えていただきたいと思います。

○松下座長 何か御返事は可能ですか。

○中島官房付 今すぐ統計等お答えする数字は手元にはございませんが、今後、こういった点も踏まえて資料を準備できるか検討いたします。

○松下座長 よろしく申し上げます。中西委員。

○中西委員 先ほどの岡田委員の御発言で非常に示唆を受けたのですが、グローバル化で日本から打って出る中小企業とかが増えているということです。そのところで確かにそうだなと思ったのですが、そこで依頼者保護を言われましたが、要するに依頼者というか、ユーザーのためになるということを考えるべきだと思うのです。それは別に不正な行為とかに対する保護ばかりがユーザーのためになるということではないわけでありまして、そういう中小企業とかからすると、日本でそういう外国法に対してのサービスが気軽に受けられたら、それはハッピーな話なわけです。

だから、日本に投資を呼び込むといえますか、それと類すると思いますけれども、日本の弁護士も法律上はニューヨーク州法についてのサービスができることになっていきますけれども、それよりは私でしたら、ニューヨーク州の弁護士からサービスを受けられた方が多分、質のいいサービスなのではないかと思います。そういうことがもっと気軽にというようなことを考えると、ユーザーのためになるということであれば、保護というのは、質のよくない外弁から保護するだけがユーザーのためになるということにはならないのではないかなと思いますので、そういう面も考えておいた方がいいのではないかと思います。

○松下座長 御指摘ありがとうございます。

これまで出てきた点についてでも、あるいは別の論点についてでも、引き続き御自由に御議論をお願いします。

○崎村委員 崎村です。

今、おっしゃられた点は、本当にそうだと思います。これは要するに日本において、外国法のサービスを提供する際は、この3年の要件がある。日本の中小企業の方が、例えばシンガポールの弁護士にシンガポール法のサービスの提供を受けようと思った場合は、別にゼロ

年の経験を持っている人にサービスを提供されることは可能であるということを考えますと、弁護士のロケーションによって日本の国民をどう保護するかというのは、必ずしもロジカルではないかなと思ってはおります。

あと依頼者保護に関してですけれども、私は依頼者というのは大企業から個人まで全員が保護されるべきだとは思いますが、ただ、その保護の方法が、質のチェックがない3年の経験ということが、的確な保護の方法であるのかということ、ぜひお話しできればと思っている次第です。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 レブランです。

ちょっと逆の観点から見るとは、役に立つと思いますけれども、例えばアメリカ人とかイギリス人の本当に日本に関心を持っている若者で、弁護士になりたい方が大体、留学し、それからロースクールに行き、本当に日本に関心を持っているので、弁護士として日本で始めたいという人は、結構多いと思います。

それからそういう方が来て、2年間とかの弁護士の職務、アソシエートとしてやっていて、外国法事務弁護士の制度がありますので、海外の経験が必要。それは景気や法律事務所の状態によって、ほかのオフィスに派遣することは可能になりますけれども、2008年の金融危機とかの時点であれば、不可能なこともあります。大手法律事務所は何とか対応できると思いますけれども、個人の、本当に日本が大好きな若者の問題点になると思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○出井委員 今日はフリーディスカッションということなので、一つの観点からお聞きしたいと思います。

崎村委員から職務経験の質がどうなっているのかというお話がありましたが、その御趣旨は、質をもっと見るべきであるという、そういう御趣旨でしょうか。

○崎村委員 崎村です。

いいえ、必ずしもそうではありません。質を見ていないにも関わらず、3年経験という基準を使うべきなのかどうかということですよ。

○出井委員 そっちの方の趣旨ですね。分かりました。

○崎村委員 あと、実は私からこれは御質問したかったのですが、今、この資料3をチェックいたしましたところ、原資格国別内訳で、アメリカであれば州別で数えていきますと、大体38のジュリスディクションの資格者が日本にいるということになると思いますけれども、この制度を考えていくに当たって、例えばニューヨーク州であればニューヨーク州の資格の取り方ですとか、そういったことをチェックした上で、ニューヨーク州の場合はこういうふうに登録できますとか、そういうふうに各ジュリスディクション別に制度を変えていくというのは可能なのでしょうか。

なぜそれをお聞きするかと言いますと、次回、私がイギリスの制度についてお話ししますが、イギリスは、ある程度それをやっているのです。例えばイギリスの話をするれば、イギリスの制度がいいというわけではないのですが、例えばイギリスの制度では2年実務経験を積まないと、もともと資格が取れません。トレイニーソリシターとして、2年間トレーニングをしてから資格をとるのですが、そういうこともありますので、あとは例えば各国のローソサイエティーですとか、そういったところの資格を出す基準ですとか、

そういったことをチェックした上で国別、ジュリスディクション別に対応を変えるというのは可能なのか、それともTPPとか、そういったことの関係で、やはり不可能または実質上、そういった人員がないので不可能ですとか、そういったことが、もし検討がもともと俎上に上がっているのかどうかということをチェックしたいと思ったのです。

○松下座長 現状の外弁法は原資格国に色をつけずに……

○崎村委員 現状は存じ上げております。

○松下座長 現行法の趣旨とか、あるいはそういう検討が可能かについて、もし事務局から説明可能なら。

○中島官房付 国によって対応を変えることが可能かということについてですけれども、WTOの最恵国待遇との関係などがございますので、なかなかハードルは高いのではないかと思います。

○岡田委員 委員の岡田ですけれども、日弁連の外弁委員会には毎月色々な審査が上がってきます。それを見るのですが、実態に入り込むということは、現実的になかなか難しいと思っています。

例えば原資格国法で、どこで何をされていたのかというのも、やはり書面で見ていくということになり、本当にその実態をチェックすることはできないし、そこまで見るという建てつけにもなっていないのです。

だから、やはり資格承認と登録の審査を見ていくと、実態に入り込むというのはむしろ弊害の方が多くなるのではないかなという印象を持っています。それはやはり多くの時間がかかってしまうかもしれない。それと実態調査に濃淡が出てきて、むしろ不平等な状況が発生するかもしれない。

これは私どもが、日弁連として意見を述べるときの資格承認の審査に関する私個人の感想で、決してフォーマルなものではありません。

あと、多分、今の件に絡むのかもしれませんが、時たま日弁連に承認申請されたことがない国の弁護士が日本で登録申請をしたいという場合、日本の弁護士に相当する職かというのを調べていくわけですが、本当に弁護士相当職かということは、国によって非常に日本と制度が全然違うので、この評価というのも、かなり実質的な中身というよりは形式的なところが多くなっています。懲戒制度とかいうのも見るわけですし、どういうふうな試験を通過して資格が認められるのかとか、どういう職責があるのかとか、弁護士倫理はどうなのだとか、懲戒制度はどうなのだというのを見ていくのですが、これもやはりなかなか大変な作業であるという印象を持っています。これは今日、フリートーキングなので、感想だけ申し上げました。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○大村委員 一つ質問なのですが、職務経験要件を要求することによって、何を見ようとしているのかという部分が、複合的であって、職務上の能力とそれから倫理的な面、性質の違う二つの要素があるようですね。職務上の能力というと、労務の提供としてやる場合と資格に基づいてやる場合とで基本的に違うのだということですが、実際にはなかなか微妙なところも出てくる可能性がある気がします。倫理という面では、これは要するに問題を起こしていないかどうかということ、基本的には原資格国における2年間の経験を要求することによってチェックする、そういう意味合いがあるのでしょうか。その場合、一つ疑問に思ったの

は、これは実際にはどちらに重点があるのでしょうか。

○松下座長 これは外弁法の職務経験要件の趣旨という観点ですね。

○大村委員 はい。

○中島官房付 今の大村委員から御指摘のあった能力の面と倫理的な面、これはどちらも同じように重要な問題であると認識しております。

倫理的な面につきましては、例えば日本の弁護士であれば、弁護士会の懲戒や綱紀の手続というのがございます。外国の弁護士につきましても、一定の期間、弁護士として活動していたということは、すなわち、その期間は向こうの弁護士会なり、あるいは裁判所による懲戒処分等を受けることなく活動していたということでございますので、一定の期間の弁護士としての職務経験を要求することによって、その期間については綱紀上の問題を起こすことなく活動していたということも担保できるのではないかと考えております。

○松下座長 特に、どちらか一方ということではないということではないかと思えますけれども。どうぞ。

○岡田委員 岡田です。

私も弁護士として、今、一つの大きな問題が起きているのですが、それはいわゆるノキ弁のように、とにかくいきなり独立する人が、今、非常に増えています。やはりいきなり独立となると一番問題なのは、上から色々教育を受けていない。弁護士としてどういう仕事の仕方をするのか等。そこには倫理的なものかなり絡みます。

そういう経験をせずにいきなり独立すると、本当に大変な面があるのかなと。もちろんそれを今、日弁連、弁護士会の方は倫理研修をきちっとやるということで、相当てこ入れをしているわけですし、もちろん継続研修や倫理研修をしております。そういう面では先輩弁護士の下で倫理というのをきちっと学ぶのですが、それでも自分で弁護士としていざとなったら責任を負ってしまう。そして本当に問題があったら、懲戒にもなり得る。そういう一種のライセンスをかけて仕事をするというのは、やはり我々としては心が引き締まる思いがありますし、そのあたりが、倫理という点からも、職務経験を要求しているところの一つの理由としてあるのかなと。我々弁護士として実際に肌で感じる経験から申し上げると、そんな印象を持っています。

○出井委員 私も弁護士なので、岡田委員がおっしゃったことは、肌感覚としてはよく分かります。なので、弁護士として資格を持った活動とそうではない活動、これは質的にもかなり違うのではないかという感覚を持っています。

問題は恐らく今、岡田委員が御指摘になったノキ弁とかそういうのも、それでもやはり弁護士として活動できるのです。なぜそれが外国法事務弁護士の場合は、外国の弁護士の場合はそれで外弁登録ができないのか、というところが、恐らく問題なのだと思います。

恐らく、先ほど能力的な面と倫理的な面のお話がありましたが、それを本当に職務経験の要件で見ることができるのか、そのあたりのことが、立法事実が支えるところなのだと思うのです。そのあたりをこれから議論していただければと思っております。

私は、先ほど崎村委員から質の面が見られないのに、こういう要件を課すのはそもそも必要ないのではないかという御意見があつて、それはそのとおりの気もしましたが、ただ、確かに本当にどういう仕事をやっていたか、あるいはどういう質の高い仕事をやっていたのか、これを見ることは不可能だと思います。これは先ほど岡田委員からもお話のあつ

たところですよ。

ただ、外国において弁護士相当職として本拠を置いて、自分で事務所を構えるか、あるいは他の人と一緒にやるか、雇われるかを問わず、資格を持った法曹有資格者として活動していた、それが3年間なり5年間なり、一定の期間続いていた。それはそれとして一つの重みのある事実であるというふうに思っています。

それが重みのある事実であるとはいっても、果たしてそれを要件として課するのはどうかという議論だと思うのです。それを踏まえてそこから先、どれくらい質の高いサービスを提供していたのか。そこは恐らく見ることはできないと思いますし、見ることはまさに相当ではないと思いますけれども、その手前の部分については、やはり私は一定の意味はあるのだと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 崎村です。

3年間の外国での経験ということの重みというところですけども、それはある場合が大多数だとは思いますが、先ほどの質の話に戻ってしまうのですけれども、ノキ弁の話ではないですが、例えば外国で試験に通って資格を取って、突然自分で個人事務所を始めて、3年外国にいた方は外弁登録ができる。そのときにたまたま懲戒案件まではいかなかったかもしれないけれども、どういった弁護士として働いていたかということは、基本的には書類上は分からないですし、チェックはしていない。そういう中で、さはされど、それを合理的な要件として設定するということが適当なのかどうかということ、どうしても質の問題に戻ってしまって、答えは実際に中を見られない中で出ないと思うのですけれども、その中で3年の外国における実務経験というのが、本当に適当なのか。または例えば何かオルタナティブがあるのか。例えば日本において問題を起こしたら、もちろん懲戒等になるわけなのですけれども、そういった制度をもっとバンプアップして、それによって依頼者保護を図った方がよいのか、そういったことも色々考えていければと思っています。

○松下座長 依頼者保護というのはなかなか非常に難しいテーマで、今のお話は事前の規制なのか、事後規制なのかという話にもかかわるのかと思うのですけれども、今の点についてもほかの点についても。

○上妻委員 では、上妻です。

今、事後規制の強化等で対応可能な部分もあるのではないかというお話でしたが、実際、日本の弁護士の場合にも、かなりの大きな問題を起こしておられる方が最近散見されると、そういった中で、やはりどうしても懲戒手続にかけるには、一定の手順、慎重な手続が必要なものですから、さらに被害者を増やさないために、迅速に呼応できるような制度を日弁連等でもとってはいるのですけれども、どうしても後手後手に回ってしまう面もありまして、そういった懲戒手続がなかなか迅速にすばっとできるということが現実に難しいという面もあって、懲戒と登録の際の審査は、入り口と出口の両輪ということで、バランスよく見ていくのが必要なのかなというふうには考えています。

それともう一点ですけども、日本における労務提供の算入の部分です。今、崎村先生からお話しありましたとおり、この部分についても、雇用に関して外国弁護士を雇用した場合に届け出るという規定はあったかと思うのですが、実際に雇用されて何をしているのかというのは、日弁連の中でも特に把握は今、していないと思います。

そういった中で、ただ、3年のうちの1年ということで、実際に無駄にお金を払って雇用する人もいないでしょうから、きちんとやっているのだらうなという前提ではありますが、日弁連、弁護士会から見れば、特に会員ではないので全然コントロールが効かない部分なのです。それは間接的に会員が雇用しているということで、何とか、資格要件の3年のうちの1年程度であれば、その程度でもいいのではないだろうかという感じで見られているのではないかと思うのですが、これを日本における労務提供の要件をもう少し重視して、柔軟にできないかとなってくると、逆に実質の方を見て、その間にどういことをさせているのかと、あるいは倫理的には会員ではないわけですがけれども、一体どうやって担保するのかといったようなところも、逆に見ていかなければいけなくなってしまうのかなというのが、私の経験上の感覚としては出てきます。

ですから、ここはもうちょうどいいバランスで、今のところ制度的に保障されているのかなというのが、私の正直な感想です。

以上です。

○松下座長 ありがとうございました。

○岡田委員 委員の岡田です。

今のお話に若干関連するのですが、確かにこの制度は外国法事務弁護士という限定された弁護士という一種の司法制度の一角を担う方を認めるか、認めないか、というところで、そういうときに無試験で認めるという、そういう前提です。

そのときに何を課すのかということなのだろうと思うのですが、確かに本当は、先ほど私が申し上げたように、日本の弁護士のように、通るまでにどういうトレーニングを受けているか、どれぐらい試験が難しいのか、懲戒制度はどうか、権限がどうかというところを見て総合評価をしていくしかないのですけれども、やはり各国、当たり前なのですが相当違いがあります。

そういう中で、ある程度の形式的な判断をしなければいけないのですが、それを前提にして、無試験で通して、資格を認めるというのが、この外弁制度なのです。

そのときに実態を本当は見たい、見るのだということなのですが、それはむしろなかなか難しい。でも、本当に無試験でそういう要件、さっきから言いましたもう少し何か担保するものを必要とするかというときに、現在の制度というのは、多分その中間的なところで、さっき議論したような3年の職務経験と、そこでの懲戒がないという、それを形式的と見るのか、ちょっと実質が入った形式というのか。ここはどこかで、「えいやっ」とやらざるを得ない。実務上、絶対にちゃんと審査しなければいけない。しかも速やかに、というのは、今、当然の要請なので、いわゆる透明性を持って速やかに判断していくということを考えると、どうしても実態そのものに入り込むとなかなか難しい。そこで、先人は多分悩まれて、こういうさっき言った形式、実態がちょっと入った形式で要件化されたのかなと、そんな印象は持っています。

もちろんそれがいいのかどうかというのは、これからまた皆さんと議論していくことになるのだと思います。

○松下座長 ありがとうございました。いかがでしょうか。

今のところ職務経験要件についての議論がずっと続いているようですが、もちろんそちらについても引き続き御意見があればいただきたいですし、B法人の話についても、もし何か

御意見があれば、御自由に出していただければと思います。

○大村委員 B法人の必要性ということについてですけれども、これまでの議論を若干拝見する限りにおいてよく分らなかったのですが、お願いしたいのですが、弁護士法人とそれから外弁法人、これはA法人の方ですが、両者の協力といいますか提携という方法によって、B法人を認めた場合に可能になる範囲をどれぐらい事実上カバーできるのか、あるいはできないのかというところが、よく分からないものですから、そういった法人形態と、その他の協力形態との比較ということも、今後、事務局の方から御紹介いただければありがたいと思います。

○中島官房付 今後、検討させていただきたいと思います。

○松下座長 先ほど御説明いただいた資料5の別紙1で、上の方にある現行制度、組合形態で外国法共同事業まではできる。その右側にある「法人」をどうするかというのが、今のB法人の問題です。

昨年の外弁法の改正の施行日というのは、もう政令で決まっていたのですでしたか。

○中島官房付 施行日は交付の日から2年以内で、政令で定める日となっておりますが、まだ決まっておりません。

○松下座長 A法人が実際に活動を始めるのは、まだこれから先ということですか。

職務経験要件についてもB法人についても、それ以外の論点がもしあれば、もちろんそれについても引き続き自由に御議論をお願いしたいと存じますが。

○陳委員 陳です。

先生のさっきの御発言がありまして、つまりA法人の法律は通りましたけれどもまだ施行はなされていません、そうすると、そもそもA法人がどうなるかという実態も分からないし、B法人がどうなるかを検討することになります。そこは問題点があるかと思います。

実態がないということで、やはりできれば日本の弁護士の法人のことについて、御紹介いただければ参考になるかなと思います。

○松下座長 これは日弁連の方で御対応は可能でしょうか。

○兼川次長 はい。基本的なものは用意いたします。

○松下座長 では次回かどこか適切なタイミングで、ぜひよろしくお願いいたします。

○崎村委員 では、これはもっと実際の法人の話のときで結構ですけれども、もし可能であれば、今の実態として外国法共同事業ではないA法人となり得る外国法事務弁護士の組織というのがどのくらいあるのかという、要するにニーズがどちらに重いのかということがもし把握できれば、それもいいデータかと思います。

○松下座長 これも日弁連の方で、情報提供していただくことは可能でしょうか。

○兼川次長 可能かどうか含め検討させていただきます。

○松下座長 そうですね。よろしくお願いいたします。

○岡田委員 岡田です。

今、B法人の話が出たので、B法人について申し上げますと、正直言って私ども、弁護士、日弁連という立場から見ても、まだA法人ができていないので、どんな問題があり得るのかというのが、余り具体的にイメージがついておりません。

むしろ、それは今日、御参加いただいている外国法事務弁護士の方からも、将来を見て、B法人がないと不便だなと、こういう問題があるのだという、いわゆるユーザーの立場から

の生の希望とかを聞かせていただきたいなど。確実にA法人が法制化されるのですが、私どもは、A法人すらまだこれからという状況下で、具体的な本当の意味でのニーズや、何がA法人では問題なのかということを知りたいと思っていますところ。そのあたり聞かせていただければ今後助かると思っています。

○中島官房付 今、岡田委員から御指摘いただいた点でございますけれども、後半のB法人についての議論を進めていく際にも、例えば外国法共同事業をやっている方ですとか、外国法事務弁護士の方からヒアリング等の形で御意見を伺うということも考えております。

○松下座長 B法人については、A法人と対比するという視点と、それがいわば縦だとすると横、外国法共同事業と対比するといういわば横の視点、両方あると思います。御指摘ありがとうございました。

いかがでしょう、もちろんB法人についても職務経験要件についてもそれ以外についても、御議論があればどうぞ、御自由に御指摘お願いいたします。

○陳委員 私どもの事務所は最初から共同事業でやりました。その後に共同事業を解消しまして、今、独立経営しておりますがある程度の経験があります。

例えば、今現在の外弁の制度上は自営業であることに違和感があります。なぜ自分がそこまで責任を負わなければならないのですか。オフィスの賃貸もオフィス機械も全部すべて、個人の名義でしなければなりません。その点については岡田委員の御質問にも関連性があり、後日、議論できればと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 レブランです。

陳先生と同じ立場でございますけれども、外弁の法律事務所が法人にしない限り海外の有限責任のLLPなどの有限性を認めることについて、この委員会で検討することになりますでしょうか。

○中島官房付 今、レブラン委員から御指摘のありました有限責任の問題ですけれども、これは外弁制度に限った問題ではなくて、日本の弁護士制度全体にかかわる問題でございますので、この検討会の議題からは外させていただきたいと考えております。

○レブラン委員 ありがとうございます。

○松下座長 その論点に触れること自体は別に妨げるものではないと思いますけれども、ただこの検討会の中心的な課題かどうかという、ちょっと外れるのではないかというふうに思います。

○陳委員 法人になれば、少なくとも契約するときに法人の名義でできます。個人の名義ですか、法人の名義ですか。その違いが気になります。

○松下座長 法人にするということは、まさにそういう権利義務の主体になるように。

○陳委員 法人にサインできれば、個人としてすごく楽になります。

○萩本部長 一点よろしいですか。

○松下座長 どうぞ。

○萩本部長 職務経験要件について、今日の委員の皆様の意見を伺った感想と、お願いを申し上げます。

日本以外の国における外国弁護士の受入制度については、限られた範囲でしか承知していませんけれども、そもそも受入れていない国や州もあれば、職務経験要件を課して受入れて

いる国や州，その中にも，日本よりも厳しい要件を課している国や州もある，例えばアメリカであれば，かなり多くの州が直近7年中5年でしたか，5年の要件を課しているというように聞いていますし，他方で日本よりも緩やかだけれども職務経験要件をなお課している国や州，州はないかもしれませんが，それがあのように思いますし，一方で，職務経験要件を全く課していない国なり州もあるようでして，要するに色々だというように承知しています。

日本で職務経験要件を課している趣旨というか理由につきましては，今日の御議論の中で依頼者保護というキーワードのもとに大きく2点，能力面というのでしょうか，能力面とそれから倫理面という視点が出ていたように思いますけれども，今，申し上げたような各国の状況を眺めてみますと，依頼者保護というキーワードあるいは能力面，倫理面という二つの視点だけから，各国の違いを果たして説明できるのだろうか，崎村委員の言葉を借りればロジカルに導かれるものなのだろうかと言われると，やはりどうしても首をかしげざるを得ないような気がします。

そうするとそれ以外に一体，各国の違いはどういう理由から生まれているのか，言い方を変えますと，各国が職務経験要件を課したり課していなかったりしているのは，一体どういう理由からなのだろうかというのが，当然のことながら，とても気になるところです。

依頼者保護以外に，極端に言ってしまうえば，もっと政治的なというのでしょうか，ポリティカルな理由が背景にあるのだろうか，ないのだろうかといったところも気になるところです。

という感想を持ちましたので，次回以降，外国法事務弁護士の先生方から，それぞれ各国の制度の御紹介をいただけると聞いておりますので，例えばそういったところについても，分かる範囲でぜひお話をいただけるとありがたいなという感想を持ちました。

以上です。

○松下座長 ありがとうございます。

○岡田委員 今の点に関して，私の個人的な知識であえて申し上げますと，確かに国によって，例えば州によって色々違うのですが，先ほど中西先生の方からお話があった実態というのか，バランスというのか，という点から見ると，私の理解ではアメリカの州で色々認めていない州も結構あるし，認めている州も，むしろどちらかというとハードルが日本より高いケースが多い。でもそこで認めているのはフォーリン・リーガル・コンサルタントという名前の制度で，正直言って余り利用されていない。使い勝手がすごく悪いというふうに聞いています。

だから，日本の弁護士は，フォーリン・リーガル・コンサルタントでやっている人というのは，もうほとんどいなくて，とにかく弁護士の資格を，試験を受けて取るというのが常識化しています。だから本当の実態は今のようなところがあります。

さらに言えばそういう，弁護士ではなく，どちらかというとコンサルタント的なイメージの資格でも，アメリカの場合はさっき言ったような高いハードルを課しているというのが，本当は実態でして，何か実態を見ていくと，色々な面白いところが見えてきます。ただ私は，今，決して「だから何か」というふうに結論を申し上げているわけではなくて，この問題というのは，その国の色々な実態を見ていくと，その背景事情というのが色々見えてきて，それはひょっとするとポリティカルな面もあるのかもしれないと，私なりに感想を述べさせていただきました。

○松下座長 文字に書かれた制度だけでなくて実情を見る，いい御指摘だと思います。

○岡田委員 実情を見れば、そういうようなところがあるということ。

○松下座長 ありがとうございました。

○中西委員 フリーターキングということで、別の話になりますけれども、実態を見るといいですか、機能を見ることに関係するのですけれども、外国法に関するサービスを受けるという点からすると、外国法事務弁護士制度だけを考えることといいですか、何でこの規制を色々議論することによってどれほどの意味があるのかというのが、前から思っている疑問であります。先ほど、保護に値しないというようになちょっと失礼なことを申し上げましたけれども、ユーザーから外国の弁護士の方に出向いていってサービスを受けるとかという分には、この制度の全く対象外ですし、あるいは電話等々の手段でもって、サービスだけが国境を越えてやってくるという形で受けるというの、全く対象外ですし、あるいはテンポラリーに契約締結のときにアドバイスを受けるという形というの、多分対象外で結局、日本に拠点を設けて、日本国内でサービスを提供する場面だけがこの制度の規制対象なのではないかと思うわけです。

これは、私、EU法も勉強しておりますが、EUの開業の自由とかサービスの提供の自由とかの関係で、それを勉強した結果、このように思いました。果たしてここをどれほど頑張って規制することに意味があるのかというのは、考えておいた方がいいのではないかなと思っています。

○松下座長 ありがとうございました。

○加藤委員 加藤です。

今のお話とも関連するかと思うのですが、最初にこの立法ができた当時と比べてクライアント側、つまり弁護士を選ぶ側、これは弁護士と外国法事務弁護士にかかわらずですが、選ぶ側が自分で取得できる弁護士情報が格段に増えているという実態があるのではないかと思います。

私どもが弁護士の先生に依頼するときには、まず必ずホームページなりを拝見して、どういった経歴をお持ちの方で、どういった専門分野でどのぐらいの経験を積まれているのかということをチェックした上で、この先生に頼むのが適切かどうかということ判断しておりますし、多くの依頼者はそういったステップを踏んでいらっしゃるのではないかと想像しています。

なので、最初にこの法律が制定された当時よりは、クライアント側にある意味、弁護士を選ぶことの自己責任を課す部分があってもいいのではないかなとも思っています。そういった観点でも、国による規制という形でどの程度規制をかける必要があるのだろうかとも考えています。

○松下座長 先ほど来、依頼者の実情という話が出ていましたけれども、今のもそれに関わる点だと思います。あるいはもうお一方、もし御発言があれば。よろしいですか。

それでは、活発な御議論ありがとうございました。まだまだ御議論あろうかと思いますが、時間でございますので、本日の意見交換はここで終了させていただきたいと思います。

次回の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○中島官房付 冒頭に御説明いたしましたとおり、次回以降、職務経験要件についての御検討をお願いできればと思っております。先ほども申しましたとおり、まずは諸外国における外弁の制度について、特に職務経験要件について御紹介いただければというふうに考えており

まして、崎村委員，レブラン委員，陳委員から，それぞれの原資格国でありますイギリス，ニューヨーク州，中国の制度について御紹介をお願いできればと思います。また，日弁連におかれましても，それ以外の主要な国の状況について御説明をお願いできればと思っております。

次回の日程についてでございますけれども，4月23日木曜日の午後2時から午後4時までを予定しております。本日，委員の皆様から色々御意見をいただきましたような検討の視点についても踏まえた上で，事務局として進めてまいりたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○松下座長　ありがとうございました。

—了—